

内閣参質二〇七第四三号

令和四年一月七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員蓮舫君提出新型コロナワクチン接種証明書アプリに関する質問に対
し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員蓮舫君提出新型コロナワクチン接種証明書アプリに関する質問に対する答弁書

一及び三について

個人番号カードに旧氏の記載がある者に係る「新型コロナワクチン接種証明書アプリ」（以下「アプリ」という。）を用いた新型コロナワクチン接種証明書（以下「証明書」という。）の発行は、令和四年一月を目途に可能となる予定である。戸籍に記載されている氏名以外の呼称を旅券に併記している者に係るアプリを用いた証明書の発行は、当該呼称の記載はないが、アプリの運用開始時から可能である。

二及び四について

個人番号カードに旧氏の記載がある者に係るアプリを用いた証明書の発行は、アプリの運用開始後速やかに対応することを前提とした上で、アプリの正常な作動を担保するための検証に時間を要することからアプリの運用開始時には機能として含めなかつたものであり、「マイナンバーカードやデジタル化の普及推進にとって支障になる」との御指摘は当たらない。